

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 法人税基本通達の改正

**Q** : 法人税の基本通達が改正されたようですが、内容を教えてください。

**A** : 昨年改正され今3月決算から本格適用となる法人税改正事項に関する取扱いが主な内容となっています。

### 【解説】

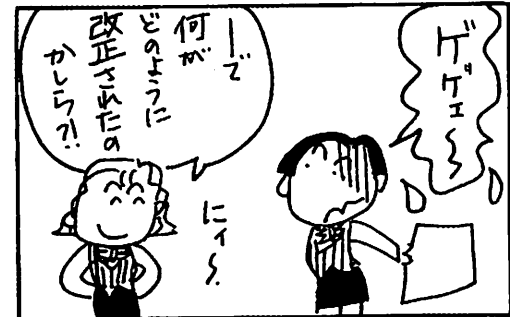
国税庁はこのほど、法人税基本通達と措置法通達の一部を改正しました。

今回の改正では、まず、パソコン税制について、下請業者に貸してその業者がもっぱら自社製品の加工等に利用していれば、元請けの会社が事業の用に供したとみなされ特例の対象となることや、パソコン付属装置の同時設置の意義等が明らかにされています。

また、今年の3月決算法人からすべての公開会社に税効果会計が適用されますが、今回公表された通達では、受取配当等の額から控除される負債利子の計算方法について、税効果会計を適用している場合の取扱いが新設されています。

その他、産業再生法での共同現物出資特例等に関する項目や、虫食い土地の活用をサポートするための土地交換特例に関する取扱いの創設、有価証券取引税法が廃止されたことによる有価証券の定義の整備等が主な内容となっています。

なお、相当地代の計算に用いる年利率6%については改正が行われていませんので、今後も6%基準が用いられることになります。



KIMIYO・I